



リフォームを計画している お客様へのお願い

住宅・事務所・店舗などのリフォームで水まわり(台所・トイレ・手洗い・お風呂場・洗濯機置き場など)の増設または模様替えを行う改装工事で、那覇市上下水道局の指定工事店でなければ施工できない工事があります。

※指定工事店とは、給水装置工事や排水設備工事の施工ができるものとして上下水道局が指定した工事業者です。

給水装置工事や排水設備工事の申請について

以下の給水装置工事や排水設備工事の設置工事(新規)や改装工事(改造)をする前には、上下水道局への申請が必要ですので、指定工事店に依頼してください。(3社以上の見積もりを取るようおすすめします。)

- 新築する際の水道を使用するための工事や公共下水道への接続工事
- メーターの分岐・給水栓の増設・直結直圧給水への改造工事
- 浄化槽や汲み取り式トイレを改造して公共下水道への接続工事

リフォーム(増築・改築)工事

台所・トイレ・手洗い・お風呂場・洗濯機置き場の増設
または移動をする

はい

いいえ

上下水道局の指定工事店に依頼

給排水設備課への
申請は必要ありません

指定工事店から給排水設備課へ申請

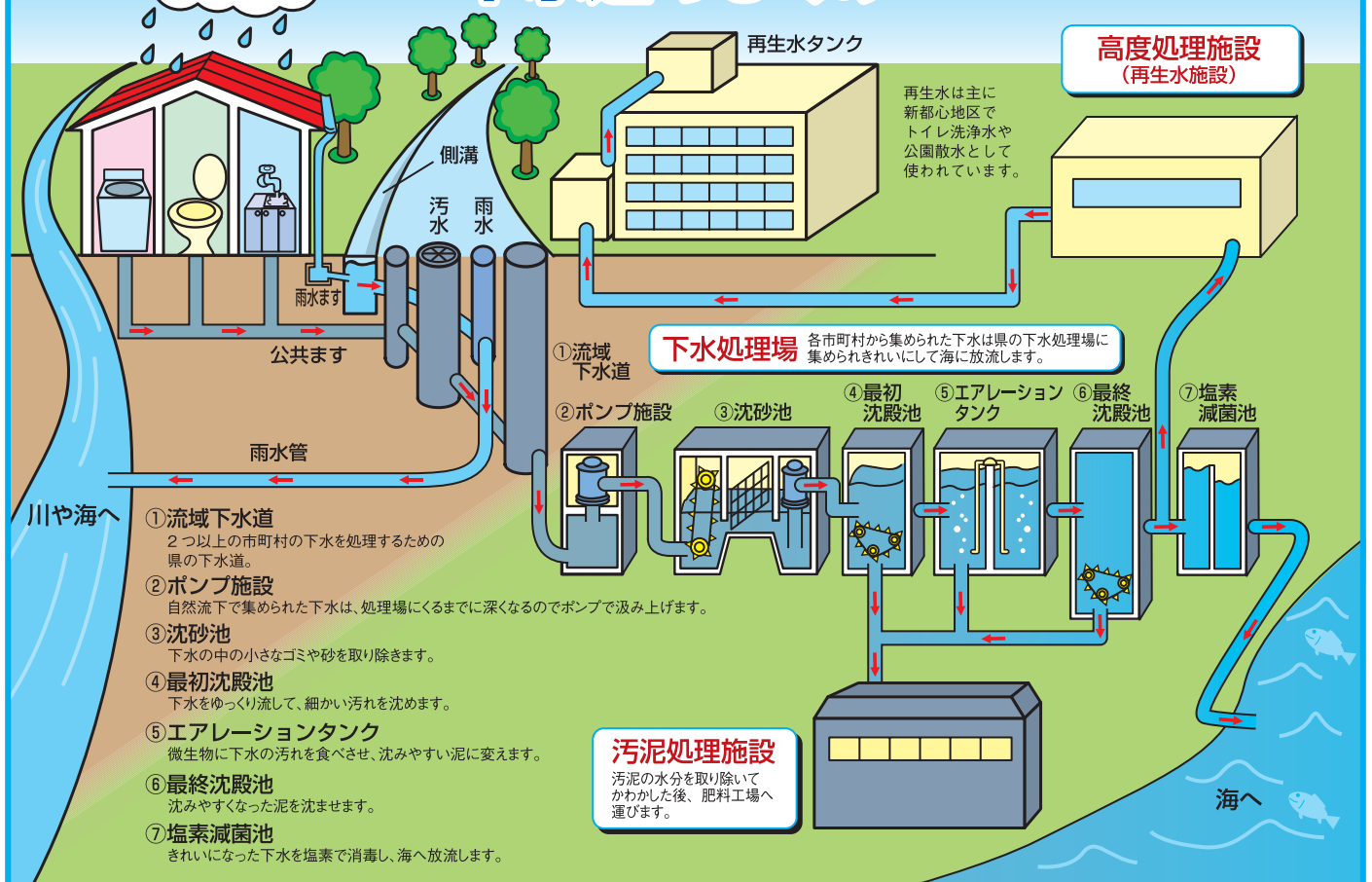
工事許可

工事の開始→工事完了→完了検査

指定工事店は上下水道局の
ホームページに
掲載しています。

お問い合わせ先 / 給排水設備課 ☎941-7810

下水道のしくみ



- ①流域下水道
2つ以上の市町村の下水を処理するための県の下水道。
- ②ポンプ施設
自然流下で集められた下水は、処理場に行くまでに深くなるのでポンプで汲み上げます。
- ③沈砂池
下水の中の小さなゴミや砂を取り除きます。
- ④最初沈殿池
下水をゆっくり流して、細かい汚れを沈めます。
- ⑤エアレーションタンク
微生物に下水の汚れを食べさせ、沈みやすい泥に変えます。
- ⑥最終沈殿池
沈みやすくなった泥を沈ませます。
- ⑦塩素減菌池
きれいになった下水を塩素で消毒し、海へ放流します。